

平成 31 年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱(住宅用)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化につながる温室効果ガスの削減に配慮した新エネルギー及び省エネルギー機器等（以下「省エネ機器等」という。）を、新宿区内（以下「区内」という。）において導入しようとする者に対し、新宿区（以下「区」という。）が補助金を交付することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 建築物の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置をいう。
- (2) 太陽熱給湯システム 太陽の熱を給湯又は暖房に利用するシステムで、集熱器と蓄熱槽との間で熱媒体を強制的に循環させる強制循環式ソーラーシステムをいう。
- (3) 太陽熱温水器 太陽の熱を給湯に利用する機器で、集熱器と蓄熱槽との間で熱媒体を温度差により移動させる自然循環式太陽熱温水器をいう。
- (4) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 電動式ヒートポンプユニット及び貯湯ユニットから構成される給湯器をいう。
- (5) 家庭用燃料電池 都市ガスから水素を取り出し空気中の酸素と化学反応させて発電させる燃料電池方式のコージェネレーションシステムで、発電のときに発生する熱を利用した給湯器をいう。
- (6) 高反射率塗装 建物の屋上や屋根に塗料を塗布することによって、太陽光線を効率よく反射して、屋上や室内に熱をためにくくする工事をいう。
- (7) 雨水利用設備 屋根等に降った雨水を貯め、トイレの水洗や車の洗車、散水等に利用できる設備をいう。
- (8) 断熱窓改修 住宅における既存の窓について、外窓交換、ガラス交換又は内窓を設置することにより断熱性能を高める工事をいう。
- (9) LED 照明設置 集合住宅共用部における既存の照明設備を、発光ダイオードを使用した照明設備に取り替える工事をいう。
- (10) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。
- (11) 管理組合等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合又は同法第 2 条第 4 号に規定する管理者をいう。
- (12) 集合住宅 2 以上の住戸を有し、共用部に係る電気契約がある区内の建築物をいう。
- (13) 個人住宅 居住の用に供する区内の建築物をいう。（集合住宅等の専有部を含む）

(補助対象機器等の要件及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる省エネ機器等（以下「機器等」という。）の要件及び補助金額は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 個人住宅用及び集合住宅用の区分ごとに別表第 1 に定めるものであって、補助金額については、一つの機器等につき 1,000 円未満の端数は切り捨てとする。
- (2) 機器等の設置又は施工を実施していない状態であること。

- (3) 導入する機器等は、未使用のものであること。
- (4) 集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合は、集合住宅共用部に電力を供給すること。
- (5) 集合住宅 LED 照明設置にあつては、集合住宅共用部の機器等を対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 個人住宅用

区内に居住又は居住する予定の者で、当該住宅（賃貸住宅及び所有者が複数いる場合にあつては、当該住宅の所有者から当該機器等を設置又は施工することについて同意を得ているものに限る。）に自ら使用する目的で機器等を設置又は施工する者

(2) 集合住宅用

ア 区内に集合住宅を所有若しくは所有しようとする中小企業者（個人事業者を含む）で、当該集合住宅（所有者が複数いる場合にあつては、当該集合住宅の所有者から機器等を設置又は施工することについて同意を得ているものに限る。）に機器等を設置又は施工するもの。

ただし、法人又は個人事業税等を滞納している場合は、対象とはならない。

イ 区内にある集合住宅において、当該集合住宅に機器等を設置又は施工する管理組合等

- 2 前項に規定する者で、過去に新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱に基づく同一の機器等の補助を受けていないこと。

(補助対象経費の範囲)

第5条 補助対象経費は、機器等の設置又は施工に要する経費とする。その範囲は、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用とする。ただし、消費税相当額は除外する。

- 2 他の補助金制度への申請等により、補助金交付額の合計額が補助対象経費の合計金額を上回る場合は、補助金額を減額する。

ただし、補助金額が定額の場合は、対象とならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機器等の設置及び施工前に、補助金交付申請書（個人住宅用機器等にあつては第1号様式の1、集合住宅用機器等にあつては第1号様式の2）に、別表第2に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、一つの機器等について重複して申請はできない。

(申請期間)

第7条 申請期間は、新宿区の休日を定める条例（平成元年3月7日条例第1号）第1条で定める区の休日を除く、2019年4月15日から2020年2月28日までとする。

- 2 前条の申請の受理は、先着順で行う。
- 3 区長は、申請期間中に、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了する。
- 4 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、申請者の中で抽選を行い、補助対象者を決定する。
- 5 前項の規定により、不交付を決定したときは、第8条に規定する通知書により申請者に通知するも

のとする。

(交付決定)

第8条 区長は、第6条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容等の変更等)

第9条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、機器等の設置若しくは施工内容を変更し、又は機器等の設置若しくは施工を中止しようとするときは、あらかじめ計画変更・中止届兼承認書（個人住宅用機器等にあつては第3号様式の1、集合住宅用機器等にあつては第3号様式の2）を区長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(報告書の提出)

第10条 補助金交付決定者は、2020年3月13日までに設置完了報告書（個人住宅用機器等にあつては第4号様式の1、集合住宅用機器等にあつては第4号様式の2）に、次の書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 個人住宅用機器等にあつては、申請時に未提出の場合に限り、居住の確認ができる運転免許証又は3か月以内に発行された住民票の写し等
- (2) 中小企業者（個人事業者含む）等にあつては、法人事業税又は個人事業者の納税証明書
- (3) 機器等の設置又は施工に係る領収書等及びその内訳書等の写し（金額等に変更がない場合は内訳書等を省略することができる。）
- (4) 機器等の設置状態又は施工完了後の写真
- (5) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器及び家庭用燃料電池にあつては、型式番号等が確認できる写真
- (6) 断熱窓改修にあつては、施工場所・施工日を記載した黒板等を含めて撮影した施工箇所ごとの写真及び断熱窓の出荷証明書等（現場名・事業者名・品名の記載があるもの）
- (7) 集合住宅共用部LED照明設置にあつては、取り付けたすべてのLED照明器具が確認できる写真、取り付けた場所が確認できる資料及び設置工事証明書（第8号様式）
- (8) 集合住宅用太陽光発電システムにあつては、電力会社の発行する電力受給契約申込書のお客さま控えの写し
- (9) その他区長が必要と認める書類

(手続代行者)

第11条 申請者は、第6条の補助金交付申請、第9条の計画変更・中止、前条の設置完了報告について、対象機器等を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続きを依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

3 区長は、手続代行者が本要綱の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対して代行の停止を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の設置完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定額通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金交付額確定通知を受けた者は、補助金交付請求書（個人住宅用機器等にあつては第6号様式の1、集合住宅用機器等にあつては第6号様式の2）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還等）

第14条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消・返還通知書（第7号様式）により速やかに通知する。既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第15条 前条第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消をした場合において、補助金の返還を命じられたときは、申請者は補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前条の規定により補助金等の返還を命じられた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（調査等）

第16条 区長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は、自ら調査を実施することができる。

（協力）

第17条 区長は、この要綱による補助を受けて機器等を設置又は施工した者に対し、必要に応じて個々に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めのない事項は、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）の定めるもののほか、環境清掃部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 区分 | 補助対象機器等の要件 | 補助金額 |
|-------|--|--|
| 個人住宅用 | 1 太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証、又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は同等と認めるもの。 | 出力1kW 当たり 100,000 円 （上限 300,000 円）※1 |
| | 2 太陽熱給湯システム 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けた強制循環式ソーラーシステム又は同等と認めるもの。 | 本体価格の 20% （上限 300,000 円） |
| | 3 太陽熱温水器 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けた自然循環式太陽熱温水器又は同等と認めるもの。 | 本体価格の 20% （上限 100,000 円） |
| | 4 CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート） JIS 基準（JIS C9220）に基づく年間給湯保温効率（ふろ保温機能あり）が 2.8 以上のもの、又は年間給湯効率（ふろ保温機能なし）が 2.9 以上のもの。 ただし、次に掲げる機器については、年間給湯効率又は年間給湯保温効率が 2.7 以上であること。 ① 薄型 2 缶タイプ ② 角型 1 缶タイプ ③ 容量が 200ℓ以下の小容量タイプ（一体型タイプ含む） ④ 多機能タイプ | 定額 100,000 円 |
| | 5 家庭用燃料電池（エネファーム） 国が実施する家庭用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したものであること。 | 定額 100,000 円 |
| | 6 高反射率塗装（対象部分は、屋根又は屋上）※2 次の条件を全て満たすもの。 ① JIS K5675（屋根用高日射反射率塗料）適合品又は日射反射率（全波長領域）50%以上を有するものであること。 ② 居室上の屋根・屋上部分について施工すること（屋根立ち上がり部分を含む）。 | 施工面積 1㎡ 当たり 2,000 円（※3） （上限 200,000 円） |
| | 7 雨水利用設備 雨水タンクの容量が 100ℓ以上で、屋根に降った雨を、雨どい等から取水するものであること。 | 本体価格の 50% （上限 20,000 円） |

| | | | |
|-------|----|--|--|
| | 8 | <p>断熱窓改修</p> <p>次の条件を全て満たすもの。</p> <p>① 既設窓の改修であること。</p> <p>② 外窓交換、ガラス交換又は内窓の設置であること。</p> <p>③ 一居室単位での施工であること。</p> <p>④ 熱還流率が $4.65\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下に改善されること</p> | <p>施工経費の 25%</p> <p>(上限 100,000 円)</p> |
| 集合住宅用 | 9 | <p>太陽光発電システム</p> <p>一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証、又は国際電気標準会議(IEC)の IEC61215-1 PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は同等と認めるもの。</p> | <p>出力 1kW 当たり 100,000 円</p> <p>(上限 300,000 円) ※1</p> |
| | 10 | <p>LED 照明設置</p> <p>次の条件を全て満たすもの</p> <p>① 照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形又は壁付け形のものであること (卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く)。</p> <p>② 既設照明器具から LED 照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、以下は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LED 照明器具から LED 照明器具への交換 ・ 既設照明器具にそのまま LED ランプを装着すること ・ 既設照明器具の一部を改造する工事 | <p>施工経費の 50%</p> <p>(上限 300,000 円)</p> |

※1 kW は小数点第三位以下を切り捨てとする。

※2 日射反射率とは、第三者機関によって以下の試験方法・仕様に基づき測定されたものとする。

(1) 試験方法

JIS K5602 (塗膜反射率の求め方) に従うものとする。

ただし、以前 JIS R3106 (板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法) 又は JIS A5759 (建築窓ガラス用フィルム) に従って、測定・算出した資料があれば、その結果を使用することができる。

(2) 試験体仕様

溶融亜鉛メッキ鋼版 50mm×50mm (厚さ 1mm) に灰色 (JIS Z8102:2001 (物体色の色名に基づく) N6 (マンセル表色系で明度が 6 の無彩色) の塗料を各メーカーの定める仕様に基づき塗布したもの。

注：ただし、試験体仕様と異なる色の塗料等については、当該塗料等と同等の製造技術により製造された塗料等が上記(1)及び(2)に定める方法により測定された結果をもって、当該塗料等の測定結果と推定する。

※3 m^2 は小数点第三位以下を切り捨てとする。

別表第2（第6条関係）

| 補助対象者区分 | 添付書類 |
|----------------------------|--|
| 共通 | (1) 機器等の設置又は施工に係る見積書及びその内訳書の写し (2) 機器等の形状、規格等が助成要件を満たしていることがわかるパンフレット等 (3) 機器等の設置又は施工場所を示す資料及び写真 (4) 新築の場合には、立面図・平面図（断熱窓改修・集合住宅共用部 LED 照明設置を除く） (5) その他区長が必要と認める書類 |
| 区内に居住する者又は居住しようとする者 | 個人住宅に共通 (1) 施工する住宅に居住していることが証明できる書類（3 か月以内に発行された住民票、運転免許証の写し等） (2) 賃貸住宅に設置する場合には、当該住宅の所有者の当該機器等を設置することについての同意書 (3) 所有者が複数いる住宅に設置する場合には、当該住宅の他の所有者から機器等を設置することについての同意書 |
| | 太陽光発電システム (1) 建物全景及び施工予定箇所の写真 (2) 太陽電池モジュールの枚数が確認できる資料 |
| | エネファーム 一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) が指定している機種であることを確認できる資料 |
| | 高反射率塗装 施工面積が計算できる図面（屋根・屋上部分） |
| | 断熱窓改修 施工する窓の位置及び数量が確認できる図面 |
| 区内に集合住宅を所有又は所有しようとする中小企業者等 | 集合住宅に共通 (1) 発行後 3 か月以内の不動産の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書）、又は発行後 3 か月以内の共用部分に係る公共料金の請求書若しくは領収書の写しで機器を設置する集合住宅の住所、集合住宅名（所有者名）、発行者名の記載があるもの。 (2) ①法人である場合には、発行後 3 か月以内の商業登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書） ②個人事業者である場合には、直近の確定申告書（決算書等を含む）の写し |
| | 集合住宅共用部 LED 照明設置 全ての設置場所を示す図面及び更新前の照明器具の写真 |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>集合住宅用太陽光発電システム</p> <p>(1) 建物全景及び施工予定箇所の写真</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの枚数が確認できる資料</p> |
| 区内にある集合住宅の管理組合等 | <p>集合住宅に共通</p> <p>(1) 発行後 3 か月以内の不動産の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書）、又は発行後 3 か月以内の共用部分に係る公共料金の請求書若しくは領収書の写しで機器を設置する集合住宅の住所、集合住宅名（管理組合名）、発行者名の記載があるもの。</p> <p>(2) 管理規約の写し</p> <p>(3) 設置に係る決議書又はこれに代わるもの。</p> |
| | <p>集合住宅共用部 LED 照明設置</p> <p>全ての設置場所を示す図面及び更新前の照明器具の写真</p> |
| | <p>集合住宅用太陽光発電システム</p> <p>(1) 建物全景及び施工予定箇所の写真</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの枚数が確認できる資料</p> |